

いじめ防止基本方針

令和 6 年

戸田市立笹目中学校

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	・ ・ ・ ・ ・	3
第 2 いじめの早期発見への取組	・ ・ ・ ・ ・	4
第 3 いじめの早期解決への取組	・ ・ ・ ・ ・	5
第 4 いじめ問題にむけての対応フロー図	・ ・ ・ ・	8
第 5 いじめ防止推進法第 2 8 条における「重大事態」 の対応について	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 6 インターネットを通じて行われるいじめの対策	・ ・ ・ ・ ・	1 2
第 7 いじめ防止に係る年間行事予定	・ ・ ・ ・ ・	1 4
第 8 いじめ防止啓発資料等	・ ・ ・ ・ ・	1 5

はじめに

戸田市立笹目中学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という基本認識の下、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立笹目中学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・生徒指導部員・養護教諭・さわやか相談員を委員とする。必要に応じ、各学年主任・教育相談部主任・学校運営協議委員会・PTA会長・臨床心理士を委員に加える。

この委員会は年間3回開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて学校長が招集することができる。

【参考】

いじめ防止基本方針（いじめ防止対策推進法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１） いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えらるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

第1 いじめの未然防止のための取組

根本的ないじめの問題の克服のためには、どの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進める。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じ得させる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 生徒理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

生徒が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

- ① 生徒一人一人の心を理解する。
- ② いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③ 場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④ 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤ 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) P T Aのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、い

じめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(4) 学校運営協議会

日々の教育活動に、学校運営協議会による地域の教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

◎規律の維持徹底

◎学力向上（学力保証）

◎自己有用感の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な生徒理解に努め、些細な変化に気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いや危機意識を持って、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域、その他の関係機関と連携して生徒を見守っていくことが必要である。

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・各学年生徒指導担当

養護教諭・すこやかサポーター）

生徒指導委員会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

（さ）最悪の事態を想定し、（し）慎重に、（す）素早く、（せ）誠意をもって、（そ）組織で対応

(3) 教育相談部会（校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・各学年教育相談担当

養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー）

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。毎月「いじめのアンケート」及び学期ごとに「悩みのアンケート」を実施し悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、生徒理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。

各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

- ①生徒のささいな変化に気づく。
- ②気づいた情報は確実に共有する。（部会等を待たない。）
- ③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会等の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

第3 いじめの早期解決への取組

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の生徒指導ハンドブック「New I's」を通じて、理解を深めておく必要があり、さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」という、いじめ解消の要件が満たされるまで、いじめが再発する可能性があるという危機意識をもち、組織的な対応と、被害生徒の支援に努める。

（1）いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されない」「犯罪行為とも解釈される」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間である

ことを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。

⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

⑧家庭と連携・協力し、二度と同じ過ちを犯さないよう見届ける。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に傾聴するとともに、日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。

②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。

③不安を除去し、安全確保に努める。

④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。

⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。

⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、生徒との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている生徒への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの生徒を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。

②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。

②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。

②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。

③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。

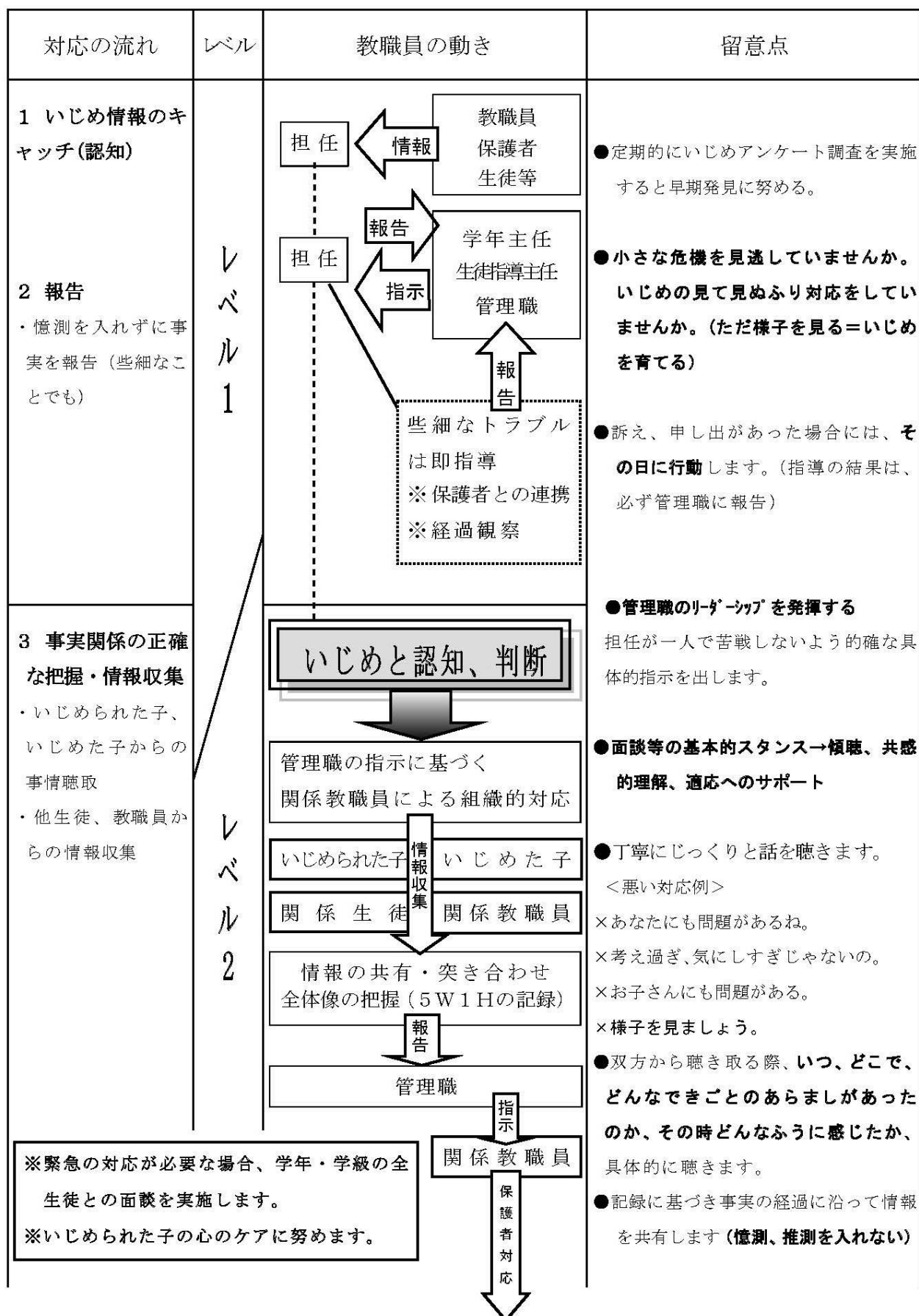
④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。

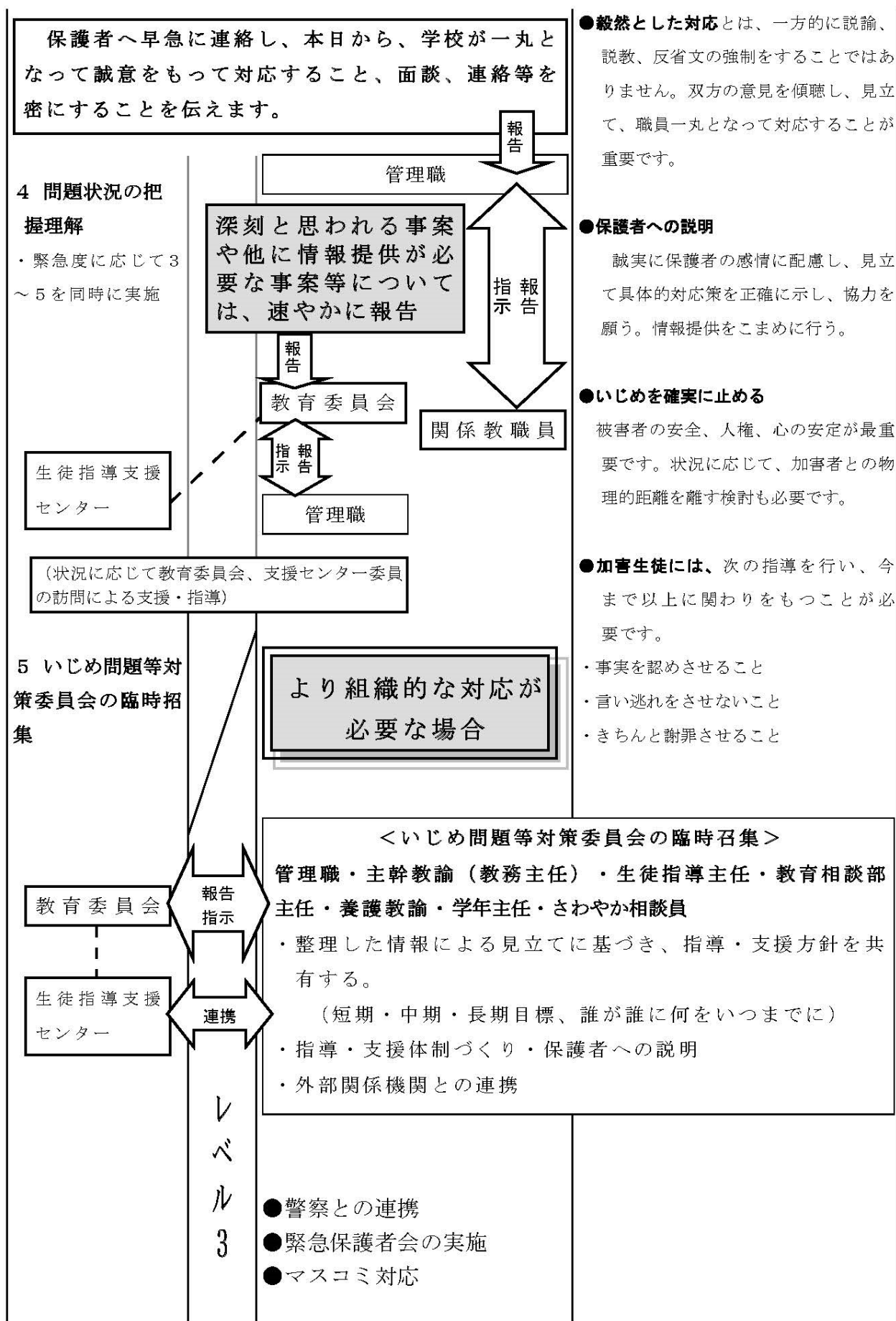
⑤日頃から道徳教育の充実を図る。

⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第4 いじめ問題にむけての校内フロー図

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応





第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止対策推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

「いじめにより」とは、「各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること」を意味する。

また、第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生した

ものとして報告・調査等にあたる。

(1) 重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題対策委員会」もしくは、戸田市教育委員会が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害生徒への支援、加害生徒への指導等を協議する。

調査では、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する生徒間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

①いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から可能な限り聞き取った上で、在籍生徒や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害生徒の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた生徒へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍生徒や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意の上、国が策定した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とする。

(ア) 背景調査にあたっては、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。

(イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ) 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(エ) 詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。

(オ) 調査を行う組織は、本校の「いじめ問題対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医、弁護士や精神科医、学校経験者、スクールカウンセラー

- ・スクールソーシャルワーカーなどの専門知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク) 本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

(3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかす・からかい（名誉毀損罪） ・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪） ・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪） ・いやな事をやらせる（強要罪）

第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が一層進展し、スマートホン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している生徒は80%を超えている。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。情報モラル教育の充実・徹底をし、インターネット等を介したいじめの防止に努めなければならない。

(1) 生徒たちが利用する機能・サイト

① ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

② 掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。5ちゃんねるが有名。

③ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的としたサイトやアプリのこと。アカウントのプライバシー設定を行わない

と、不特定多数の人からのフォローや、コメント・メッセージが届く。LINE、facebook、Instagram、Twiter、TikTok 等が有名。

④動画配信サイト

YouTube やニコニコ動画などが有名。自分で撮影や編集をした動画を、インターネット上に配信することや、視聴が可能になっている。悪質な動画もあり、使用方法によっては危険性がある。

⑤オンラインゲーム

インターネット上で、他のプレーヤーとコミュニケーションを取りながらゲームを楽しめるというもの。以前はパソコンで利用することが多かったが、近年はスマホの高性能化と普及が進み、スマホでの利用も可能になった。中には課金が必要なものもあり、金銭トラブルや生活リズムの乱れなどの問題が多々起きている。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①生徒に対して

- (ア)技術科の授業での「情報」の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。
- (イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該生徒等に適切に指導する。
- (ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
- (エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。
- (オ)学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

- (ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
- (イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。
- (ウ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第7 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容 及び 対象学年 等
4月	・あいさつ運動(教職員、生徒) ・始業式や学年集会、学級開き等でいじめ根絶について指導(全学年)
5月	・あいさつ運動(教職員、生徒) ・いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会(New I's を活用して) ・いじめ防止基本方針に関する校内研修(教職員) ・人権作文 ・体育祭に向けての取り組み ・学校生活アンケート実施
6月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・中学校区生徒指導担当連絡協議会 ・学校生活アンケート対応
7月	・あいさつ運動(教職員、生徒) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の1学期評価・改善検討 ・学校生活アンケート対応 ・第1回いじめ問題等の対策会議(生徒指導委員会) ・情報ネットモラル講習会(全学年) ・薬物乱用防止教室(2 学年)
8月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・三者面談にていじめの聞き取り
9月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・学校生活アンケート実施
10月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・学校生活アンケート対応
11月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・いじめ撲滅強調月間の取組(生徒会によるいじめ撲滅運動の推進) ・生徒会によるいじめ撲滅取組 ・個人面談(第2回のアンケートをもとに) ・スマートフォンの使い方指導
12月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討 ・第2回いじめ問題等の対策会議(生徒指導委員会)
1月	・あいさつ運動(教職員・生徒)
2月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表 ・個人面談(進級にむけて、アンケートをもとに)～3月
3月	・あいさつ運動(教職員・生徒) ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 ・小・中交流(6年生、生徒会、部活動部長) ・第3回いじめ問題等の対策会議(生徒指導委員会)

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなでつくろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。

そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた

伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・ どうしたの。たすけてねって行ってね。(小1)
- ・ だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・ わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・ 先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・ 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・ つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・ 必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・ 無理してがまんしなくていいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・ みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・ かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・ いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・ いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・ いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・ 黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・ いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・ 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・ いじめはちょっとしたことからは起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじめている人へ》

- ・ だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・ よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・ 自分もされたいやでしょ。(小3)
- ・ いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・ 何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・ いじめている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・ 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・ いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

平成24年9月 戸田市教育委員会

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）
わたしたちは やさしさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）
わたしたちは しぜんをまもり、きれいなまちにしましょう（地域）
わたしたちは ひとりひとりのじんけんを大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）
わたしたちは きぼうと目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… だれ かなに話そう！

もし、いじめを見たら… 声をかけよう！

そう だん
相 談 し よ う！



・ 戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
（祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ～ 17:00）

・ 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
（毎日24時間）

・ 埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
（日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ～ 17:15）

戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれません。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたわけではありません。話してみ、いっしょに考えましょう。

前文

「いじめ」この言葉をみなさんは何回聞いたでしょうか。
いじめはその場だけでなく、周りの人も巻き込んで、一生消えない深い傷を残します。
いじめられた人は心と身体に傷を負い、悲しい思いをします。
いじめた人は傷を負わせたことに苦しみます。
それはつらいことですし、みなさんにどちらの立場にもなってほしくありません。
だから私たちはいじめを絶対に許しません。
そこで私たちはいじめが起こらない状態にするために、戸田市内の中学校から集まり、
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部を発足させました。
この戸田市中学校生徒会いじめ対策本部で話し合ったこと、みなさんに伝えたいことを発表し、
ここにいじめ撲滅を宣言します。

小学生のみんなへ

みんなが楽しい学校生活を送るために、
私たちと協力していこう。
仲間はずれ、暴力、いじめは
いけません。
自分の身になって考えよう。

大人へ

私たちに関心をもって見てください。
変化に気づいてください。
手を差し伸べてください。
ずっと私たちの味方でいてください。

戸田市中学校 いじめ撲滅宣言

周りで見ている人へ

見て見ぬふりをしないで、
手をさしのべよう。
声をかけよう。
その勇気がみんなに広がるよ。
相手を気にかけ、気にすれば、
きっと自分にかえってくる。

いじめている人へ

いじめてきた過去は
取り返しがつきません。
だから、これからのことを考え、
もういじめはいけないと
心に決めよう。

いじめられている人へ

周りの人に相談したり、
助けを求めたりしてほしい。
一人じゃないよ。
私たちがついでる。
一緒に戦おう。

平成25年1月8日
戸田市教育委員会
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部



戸田第一小学校



戸田第二小学校



新曽小学校



美谷本小学校



戸田小学校



戸田東小学校

平成25年12月12日
戸田市子どもサミット
戸田市小学校児童会



戸田南小学校



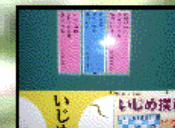
喜沢小学校



笹目東小学校



新曽北小学校



美女木小学校



戸田小学校



戸田市小学校 いじめのない楽しい学校宣言

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。

ここに、わたしたちは、とだっ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい学校にします。

わたしたちは絶対にいじめをしません、許しません。

とだっ子なかよしことば

○がんばっている子へ

- ・がんばっているね
- ・君ならできるよ、あきらめないで
- ・すごいね、ファイト

○失敗して元気がない子へ

- ・もう一度やってみようよ
- ・勇気を出して
- ・だいじょうぶだよ

○けんかをしてしまった子へ

- ・話を聞くよ
- ・わたしもけんかしたことがあるよ
- ・自分からなかなかのりの話をしてみたら

○いじめられてる子へ

- ・だいじょうぶ
- ・みんながついているから心配しないで
- ・一人じゃないからね

○いじめている子へ

- ・いじめるのはやめなよ
- ・相手の気持ちを考えてあげて
- ・もう一度自分のしていることを見直して